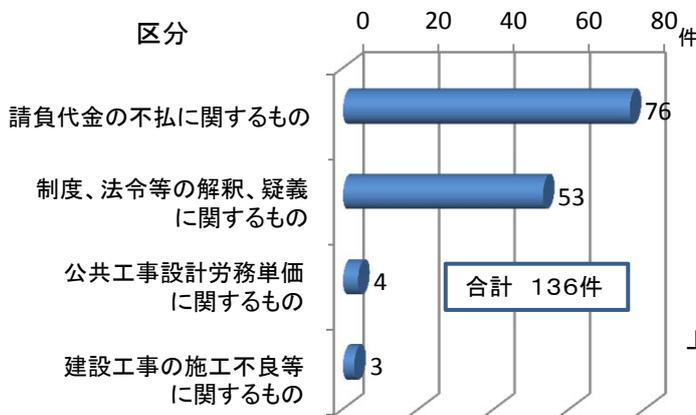


平成26年度建設業法令遵守推進本部の活動結果と平成27年度活動方針について

九州地方整備局建設業法令遵守推進本部(本部長 九州地方整備局長)では、平成19年度の設置以来、建設生産物の品質を確保し、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図るため、元請・下請間の取引の適正化を中心とする法令遵守の取り組みを行ってきたところですが、平成26年度活動結果概要及び平成27年度の活動方針は下記のとおりです。

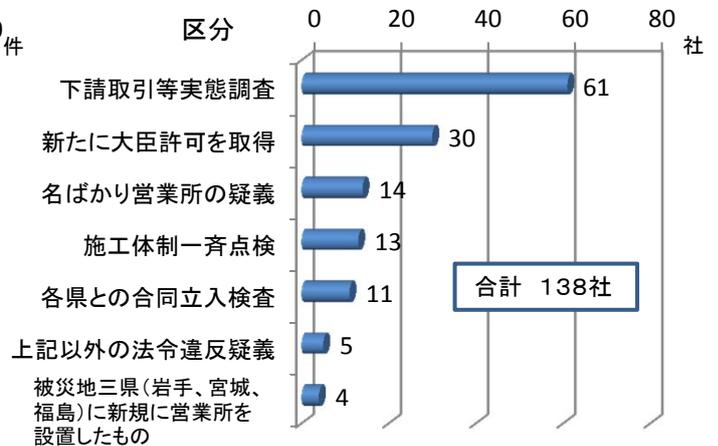
平成26年度活動結果概要

駆け込みホットラインでの情報受付状況



※「公共工事設計労務単価に関するもの」については、「新労務単価相談ダイヤル」で受け付けた件数を計上している。  
※受け付けた情報をもとに、必要に応じて不払い相談への対応や指導、他機関への通報等を行った。

立入検査の実施状況



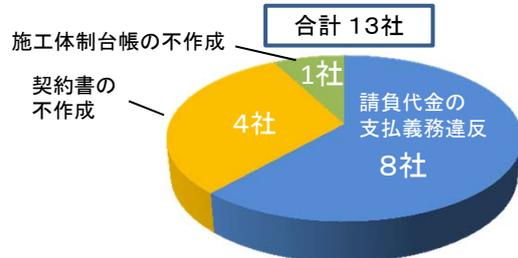
※「下請取引実態調査」とは、国土交通本省において実施している下請取引等実態調査の結果に基づくものである。  
※「新たに大臣許可を取得」は新規・許可替えの双方を含む。

監督処分の実施状況



- 指示処分内訳
  - ・無許可業者との下請契約 2社
- 営業停止内訳
  - ・無許可業者との下請契約等 1社
  - ・廃棄物処理法違反 1社
  - ・公契約関係競売等妨害及び贈賄 1社

法令違反を是正すべき旨の勧告の状況



- 請負代金の支払義務違反 8社
- 書面による契約書の不作成 4社
- 施工体制台帳の不作成 1社

経営事項審査に係る申請書の不備等による勧告の状況

6社

建設業法令遵守等の講習会の開催状況

26回

※各県並びに建設業団体からの依頼により、建設業者等を対象に建設業法令遵守等に関する講習会を開催。  
※担い手3法の説明会7回を含む

直轄工事における更なる社会保険未加入対策の推進

昨年度

下請金額の総額が3,000万以上の工事※において、施工体制台帳を通じて、社会保険等未加入の事実を確認した場合、建設業担当部局へ通報する。

※建築一式工事は4,500万

今年度

下請金額の総額にかかわらず、4月1日以降施工体制台帳を通じて、元請、下請を問わず社会保険等未加入の事実を確認した場合、建設業担当部局へ通報する。

発注部局や各県との連携を図りながら加入指導を推進

外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施

外国人建設就労者受入事業において、平成27年度から外国人材の受け入れを行う建設業者に対し立入検査を実施することとしていることから、効率的かつ効果的に検査を行うこととする。

「元請下請契約の適正化」に関する立入検査について

検査対象業者

- ・下請取引等実態調査で指導項目のあった業者
- ・通報等によって法令違反の疑義が生じた業者
- ・建設業許可や経営事項審査において疑義が生じた業者
- ・過去に指導・監督を行った業者
- ・被災地三県に新規に営業所を設置した業者

検査における重点的な取り組み

- ・社会保険の加入状況の確認、加入指導
- ・契約書類の不作成の是正
- ・請負代金支払いの適正化
- ・消費税転嫁の調査
- ・安全衛生経費の確保に関する調査
- ・標準見積書の活用状況の確認

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の設置

- ・建設業フォローアップ相談ダイヤルを平成26年度末、新たに設置。
- ・「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」など品確法運用指針に関する情報などを受付け、当該発注者等に情報提供を行い、見直しの促進を図る。

「駆け込みホットライン」の運営

- ・法令違反の疑義に関する情報や不払い相談等を受付け、法令違反については、必要に応じ立入検査を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対処する。
- ・消費税転嫁拒否事案の通報については、関係機関と連携を図り調査・指導を行う。

法令遵守意識の向上・関係法令の周知

・建設業法  
・法令遵守ガイドライン  
・社会保険加入ガイドライン  
等改正内容の周知



・建設業団体  
・自治体  
等関係機関との連携



建設業法等の改正内容を幅広く周知することにより、法令遵守を徹底。

各県や関係機関との連携強化

- ・建設業適正取引推進月間(11月)において各県や関係省庁と連携し、法令遵守に関する立入検査や講習会を合同で実施。
- ・建設業法が改正され暴力団排除条項が整備されたことから警察部局との連携を密にし、更なる暴力団排除に努める。

【問い合わせ先】

九州地方整備局 建政部 建設産業調整官 長濱 (ながはま)  
計画・建設産業課長 久世 (くぜ)

電話:092-471-6331 (内線 6112, 6121)